

## 令和3年度第2回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 令和3年11月18日（木）午後7時～午後7時30分

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 18名

一ノ瀬由紀子委員

浦 泰委員

大久保てるひ委員

小川政吉委員

小野由利子委員

田中昭二委員

出口晴彦委員

寺井雄一委員

中尾理恵子委員

中野伸彦委員

福田富美子委員

堀 剛委員

松藤久傳委員

満岡 渉委員

森 淳子委員

森 恵津子委員

森 多久男委員

山口 実委員

欠席者 委員 2名

管原正志委員

二里淳司委員

事務局 15名

4 会議次第

開会及び会長挨拶

議事

(1) 議事録署名人指名

(2) 第4次諫早市地域福祉計画素案（概要）について

(3) 諫早市健康増進計画「健康いさはや21（第三次）」の計画期間の延長について

その他

閉会

## 【健康福祉審議会】

### 1 開会及び会長挨拶

#### ○事務局

皆さま、こんばんは。

では、本日の出席者について御報告いたします。

本日は、委員20名のうち、諫早市校長会、諫早市立北諫早中学校校長、二里淳司委員、西九州大学教授、長崎大学名誉教授、菅原正志委員におかれましては欠席の御連絡をいただきており、ただいまの出席者は18名でございます。諫早市健康福祉審議会条例第7条第2項の規定により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを報告いたします。

ここからは寺井会長に議事進行を進めていただきますが、卓上マイクの操作方法について御説明いたします。発言の際は、卓上マイクの青いボタンを押して御発言いただき、終わられましたら、改めて青いボタンを押していただきますようお願ひいたします。

それでは、寺井会長、よろしくお願ひいたします。

#### ○会長

皆さん、改めましてこんばんは。本日は本当に冷え込む中、時間を割いていただきまして、本審議会に足を運んでいただきました。本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

議事に入る前に少し御挨拶をしたいと思いますが、本当にこれまでコロナ禍ということで不自由な生活が続いている。やっと落ち着きを取り戻してきたかなという感じがしないでもないのですが、やや不安な部分もまだあります。

先日、ちょっと雲仙の紅葉を見たいなと思って、雲仙のほうに行ったんですけれども、紅葉を見るのがあれか、人を見るのがあれかというぐらい、人がかなり集まっていました。ケーブルで上がったんですけども、それももう密です、正直言って。人数を絞ってはありますが、密な状態でした。駐車場を見ると、もう九州圏外はもとより、関西、関東の番号もかなりあったということで、人は動いているというのを実感したところです。

今日もちょっと来るときに同級生と会って、「やあ」という話をして、「どこ行きよっと?」と言ったら、「飲みにいく」と言ったんです。「もうコロナも大分落ち着いたもんね」とかなんとか言っていたのですが、やはり本当に大丈夫なのかなという感じがしないでもありません。もう本当に、当初はパンデミックとか、あるいはクラスターとか、あるいはソーシャルディスタンスとか、横文字で、もう本当に毎日そんなあれがあったのが、今、少しずつそういう言葉も聞かれなくなったということで、非常に、経済的なことを考えれば動きは出てくるのは当たり前と思いながら、一抹の不安もあるところです。

本日もちょっと最初のほうでありましたけれども、本当に気をつけながら、なるべく短時間のうちに終わりたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

これからは着座して議事を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) 議事録署名人指名

○会長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、役職交代や人事異動により、8月16日付で新たに委嘱されました3名の委員の方々を御紹介いたします。名前を呼ばれた方はお立ちいただいてよろしいでしょうか。

それでは、まず、長崎県央保健所地域保健課課長、一ノ瀬由紀子様。

諫早市歯科医師会会长、浦泰様。

長崎県立諫早特別支援学校校長、田中昭二様。

なお、一ノ瀬由紀子委員、田中昭二委員のお二人は、障害福祉部会に委嘱されます。3名の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、議事の1番目、議事録署名人を指名したいと思います。事務局のほうから、一応準備をしていただいて、今回、小川政吉委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《小川委員了》

ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

### (2) 第4次諫早市地域福祉計画素案（概要）について

○会長

次に、議事の2番目に入っていきます。

第4次諫早市地域福祉計画素案（概要）について議題といたします。

本計画は、令和2年10月に市長から諮問を受け、審議をしており、本日は素案の概要について審議するものです。

それでは、福祉総務課、友岡課長から説明をお願いいたします。

○福祉総務課長

皆様、こんばんは。福祉総務課長の友岡でございます。よろしくお願ひいたします。

説明につきましては、着座にて失礼いたします。

それでは、第4次諫早市地域福祉計画の素案の概要につきまして、私のほうから御説明を申し上げます。なお、説明に際しましては、議事資料説明と題する資料と資料番号を付した各議事資料を基にいたしますが、各資料の記載を要

約することがございますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

それでは、まず、議事資料説明の1ページを御覧ください。

このページのうちに、第4次計画の策定スケジュール、網かけの部分でございます、につきましては、来年2月の市長への答申に向け、今回は、素案の概要につきまして審議をしていただき、その後は、本年12月下旬に予定しております素案のパブリックコメントを経て、来年1月に、その結果報告と併せ、最終答申案の審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、議事資料1-1を併せて御覧ください。

これは、先般の書面開催におきまして、4名の委員からいただいた御意見につきまして、事務局としての回答案を示したものでございます。

このうち、A委員からいただいた基本理念等に関する御意見と、B委員からいただいた公共施設の通信設備の整備等に関する御意見につきましては、可能な限り素案に反映させていただいたところでございます。

続きまして、議事資料説明の2ページと、議事資料1-2をお開きください。

これは、現計画と次期計画案の体系を比較するため、新旧対照表としてお示したものでございます。

右側の次期計画案のうち、フォントを強調し、あるいは下線を引いた箇所が現行計画からの修正等があったものでございます。

続きまして、議事資料1-3を併せて御覧ください。

これは、現行計画に修正を加える主なものを、次期計画の素案の形で抜粋してお示しをしたものでございます。説明につきましては、議事資料説明の2ページから3ページを基に、素案の趣旨のみにとどめさせていただきますので、御了承願います。

それでは、議事資料説明の2ページでございます。

基本施策、健康づくりの推進についてでございます。

心の健康問題を正しく理解するための普及啓発や、自殺のサインを早期に発見し、自殺を予防するための人材育成、自殺のおそれのある人への早期介入や専門機関、庁内関係課との連携強化など、心の健康や自殺予防についての取組を推進いたします。

また、歯科疾患の予防等による口腔の健康保持が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることから、生涯にわたって日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組や、乳幼児期から高齢期までのライフステージの特性に応じた歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進いたします。

基本施策、権利擁護の推進として、新規に策定いたします成年後見制度利用促進基本計画についてでございます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく諫早市成年後見制

度利用促進基本計画として策定し、成年後見制度の利用が必要な人が自分らしい生活を守るために制度として利用することができるよう、取組を推進いたします。

計画期間は、今計画に合わせて令和4年度から令和8年度までの5年間といたします。

続いて、基本施策、地域包括ケアシステムの深化・推進についてでございます。

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、高齢者の尊厳を保持しながら自立生活のための支援を包括的に行っていく必要があり、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の充実など、施策の推進に取り組みます。

続いて、基本施策、地域福祉活動の拠点の場づくりについてでございます。

先般の書面審査に係る御意見を受けまして、公共施設の通信設備の整備につきましては、社会福祉会館等を地域福祉活動推進の場として、ニーズに応じた通信設備の整備を含め、公共施設のさらなる利用促進を図ります。

続いて、基本施策、関係団体等の連携強化についてでございます。

地域共生社会の実現のためには、地域の様々な活動の担い手である地区社会福祉協議会をはじめとする各種団体間での連携を強化し、地域住民とのより密接な関係を築き、地域の福祉に関する問題を抽出し、解決していくことが必要であることから、今後は地域福祉を担う様々な団体が連携を強化し、情報収集や意見交換を通し、より地域住民に密接した活動ができるような協働の在り方について検討を進めてまいります。

続いて、基本施策、再犯防止の支援として、新規に策定いたします再犯防止推進計画についてでございます。

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく諫早市再犯防止推進計画として策定し、関係機関、団体等と連携して再犯防止に向けた推進施策に取り組むとともに、犯罪をした人等や保護司等の支援者に必要な情報を提供し、社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進いたします。

計画期間は、本計画に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間といたします。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。

非常に計画が多岐にわたっています。これまでの会議、あるいは書面で決議したものも含めながら、全て包括されていると思うんですけども、ぱっと見

てなかなか判断つかない部分もあるかと思いますが、それぞれの代表で、ここがというのがあれば御質問を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

この案でよろしいでしょうか。特に引っ張りませんので、なかつたら、もう次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、以上をもって質疑を終わります。

それでは、本案について承認を受けたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○会長

ありがとうございます。修正はもうないということで、本案を承認することいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### (3) 諫早市健康増進計画「健康いさはや21（第三次）」の計画期間の延長について

## ○会長

それでは、次に、議事の3番目、健康いさはや21（諫早市健康増進計画）計画期間延長について議題といたします。

現計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの計画となっております。

それでは、健康福祉センター、前田所長から説明をお願いいたします。

## ○健康福祉センター所長

健康福祉センター所長の前田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、説明につきましては、着座して説明させていただきたいと思います。

それでは、諫早市健康増進計画、健康いさはや21、第三次になりますが、の計画期間の延長について御説明申し上げます。

今回御審議を賜る内容につきましては、諫早市健康増進計画、健康いさはや21（第三次）の計画期間を1年間延長することにつきまして御承認をお願いするものでございます。

それでは、議事資料に沿いまして御説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、議事資料の2-1並びに2-2を併せて御覧いただきたいと存じます。

まず、1番、諫早市健康増進計画、健康いさはや21の計画期間の延長についてでございます。

諫早市健康増進計画、健康いさはや21（第三次）は、健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病の予防並びに生活習慣の改善、社会生活を営むために必要な機能の向上などを柱といたしまして、生涯を通じまして健康づくりを推進す

るとともに、関係機関等との行政とが連携を図りながら、市民一人一人の健康づくりを支えるような取組を進めていくために、健康増進法第8条に基づく市町村の健康増進計画として策定されたものでございます。

現行の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年となってございます。

現在御審議をいただいている諫早市地域福祉計画の分野別の計画でございまして、国の健康増進計画でございます、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21（二次計画）でございますが、及び長崎県の健康増進計画、健康ながさき21（二次計画）でございますが、の計画内容を反映し、両計画との整合性を合わせた計画となってございます。

恐れ入りますが、次ページの議事資料の2-2を御覧いただきたいと思います。申し訳ございません。

国、長崎県及び諫早市の健康増進計画のスケジュールになります。

一番上段でございますが、今回、国の健康増進計画である健康日本21及び中段の長崎県健康増進計画、健康ながさき21の計画期間が令和5年度まで1年間延長されたことに伴いまして、一番下段でございますが、諫早市健康増進計画、健康いさはや21の計画期間につきましても、両計画と同様に1年間の延長をするものでございます。

なお、計画期間延長に伴いまして、現在定めております目標年度及び数値目標は現行のままとし、変更は行わないものでございます。

続きまして、大きな2番、国の健康増進計画、健康日本21（第二次）の動向、計画期間の延長につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料は戻っていただきまして、議事資料2-1の1ページの下段になります。

計画期間の状況といたしまして、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を一部を改正する件」が令和3年8月4日に告示され、また、基本的な方針が改正されたことによりまして、計画期間が現行の平成25年度から令和4年度までの10年間を、1年間延長し、令和25年度から令和5年までの11年間と計画期間が1年延長されたものでございます。

計画期間の延長の趣旨でございますが、医療、介護を含めます総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成30年度から、医療費適正計画、医療計画並びに介護保険事業支援計画の見直しのサイクルが一致させられており、これら関連計画が令和6年度から開始されることになってございます。これに合わせる形で、令和4年度に最終年度を迎えます国の健康増進計画である健康日本21につきましても、計画期間を1年間延長し、令和5年までの計画期間とし、令和6年度から新たに開始するように改正されたものでございます。

これによりまして、国と地方自治体とで一体的に健康づくり政策を実施することができ、医療、介護等を含めた総合的な取組が行われることが可能になったものでございます。

なお、国の健康増進計画、健康日本21に掲げます各目標に係る年度につきましては、計画期間の延長に伴う変更は行わないこととなってございます。また、国の次期計画の策定についてでございますが、次期計画を令和5年度、5年の春に公表いたしまして、都道府県並びに市町村において国の計画と整合性が取れるように、1年間の計画期間を確保することとした上で、令和6年度から開始することとされておるところでございます。

続きまして、資料は議事資料2-1の2ページを御覧いただきたいと思います。

大きな3番、長崎県健康増進計画、健康ながさき21（第二次）の動向につきまして御説明申し上げます。

長崎県健康増進計画、いわゆる健康ながさき21の1年間の延長についてでございますが、計画期間の延長状況といたしましては、長崎県健康増進計画は、健康増進法第8条により、国の基本方針を勘案し、策定、改定されるものでございまして、国の健康増進計画と同様に関連計画期間と一致させることを目的とするため、長崎県健康増進計画の計画期間を1年間延長することが、令和3年6月14日開催の健康ながさき21推進会議において承認されてございます。

それによりまして、計画期間は、現行の平成25年度から令和4年までの10年間を、1年間延長いたしまして令和5年度までの11年間とし、計画期間が1年延長されたところでございます。

なお、計画期間延長に伴います目標年度並びに数値目標につきましては、国の計画と同様に現行のままとし、変更をしないこととされておるところでございます。

最後になりますが、大きな4番、次期諫早市健康増進計画、健康いさはや21（第四次）になりますが、の策定についてでございます。

次期計画は、令和4年度から、数値目標の検証及び取組の評価、最終評価、それに伴います新たな健康課題を抽出いたしまして、国の次期計画が公表される令和5年度に、国の計画期間や数値目標等を踏まえまして、令和5年度に策定し、令和6年度から開始することと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、何とぞお願い申し上げます。

## ○会長

ありがとうございます。要は、国の健康増進計画に基づいて、県もそれに従って変えていく。そして、市のほうもそれに整合性をするために調整をすると

ということで捉えてよろしいのでしょうかね。

○健康福祉センター所長

はい、そのとおりでございます。

○会長

ということであれば、云々かんぬんということではなくて、基本、もう国、県と整合性を整える。それに伴って文言等も整えていくということでしょうか、そういうふうに捉えていけばいいのかなと思います。

それについて、何か御質問等あれば、あるいは御異議等あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、以上をもって質疑を終わりたいと思います。

これについて承認したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

ありがとうございます。それでは、本案を承認することといたします。

### 3 その他

○会長

それでは、最後にその他ということで、委員の皆様から、何でもよろしいと思いますが、御意見等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、最後になりますが、ほかになければ、事務局から何かございませんでしょうか。

○事務局

それでは、ちょっと事務局のほうから御連絡を差し上げます。

今年度の審議会の日程でございますが、次の審議会につきましては、来年1月下旬に開催し、パブリックコメントの結果報告と最終答申案の審議を予定しております。別途、日程等御案内をさせていただきますので、委員の皆様の御出席をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長

ほかにございませんでしょうか。ほかになれば、これをもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

## 4 閉会

### ○会長

ここで、関健康福祉部長のほうから発言の申出があっておりまますので、お願ひいたします。

### ○健康福祉部長

皆様、こんばんは。健康福祉部長の関でございます。

本日は、事務局の案を全会一致をもって御了承いただきまして、誠にありがとうございます。

コロナ禍ということでございまして、第1回は書面会議ということでの開催とさせていただいております。書面会議になりますと、なかなか事務局の説明というのが不足しがちなんですけども、そういった中でも、皆様方、各委員の御意見をいただきまして、本当に参考にするところでございます。そういう意見も踏まえまして、今回修正案というのを出させていただいたところでございます。

本日につきましては、第4次の地域福祉計画、特に昨今の社会情勢を勘案しまして、成年後見制度の利用促進の基本計画、それから犯罪の関係ですけれども、再犯防止推進計画というのが、これが新たな項目になりますけども、そういうところを盛り込んでいきたいと考えております。これによりまして、さらなる地域共生社会の実現というのを図ってまいりたいと思っております。

それから、諫早市健康増進計画、健康いさはや21でございますけども、先ほど説明がありましたように、国、県との計画の整合性が当然必要になってくるということで、1年延長ということでさせていただきたいと思っております。

今後につきましては、先ほど事務局からありましたけども、パブリックコメントというのを開催し、一般の市民の方からの御意見があるかと思いますから、そういう中で必要な修正を行い、最終的な審議会を、来年の1月下旬頃になるかと思いますけども、開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ちょっと手前みそになるのですが、本日、県の健康増進の協議会がございまして、その中で諫早市がながさきヘルシーアワード賞、実は自治体部門の賞で諫早市だけだったのですが、そういう賞をいただいて、私は出島メッセですか、初めて行ったのですが、そこで表彰状を頂いてまいりました。

このヘルシーアワード賞とは何かと言いますと、今、健康寿命というのが言われていますけども、そういう中で、生活習慣病の予防のための活動ということで、これが健康いさはや21に基づいてやっておりまして、そういう諫早市の活動が評価をされたというところでございます。

今後とも、この健康いさはや21に基づいて様々な活動を展開してまいりた

いと思っておりますので、皆さま方もよろしくお願ひいたします。

本日は短い時間の中でこういった案を了承いただき、本当にありがとうございます。また、来年度も審議会を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思いまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。非常に楽な進行をさせていただきました。阪急電鉄の創業者に小林一三さんという方がおられるのですが、彼が非常に大切にしている言葉の中に、百歩先が見える人は、狂った人、狂人とみなされる。五十歩先が見える人は犠牲者と、大半犠牲者となる。十歩先が見える人が成功者であると、その言葉を大切にされているという記事を読みました。

私たちが何歩先が見えているのかなという気持ちもあるのですが、二歩、三歩、常に先を見ながら、こういった活動、施策を打って、それに私たちも協力をていきたいと思っているところです。

これには落ちがりまして、現在も見えない人は落伍者であるというのがありますけれども、落伍者にならないように今後とも御協力をお願いしたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後7時30分終了)